

◆特集 患者への医学情報提供◆

受療者への医療情報の提供

-当院における健康情報ライブラリーの役割-

堀本 正禎

はじめに

日常診療の場において、インフォームド・コンセントを得ることの重要性が指摘されているが、真に重要なのは医学的に正しい情報をわかりやすく受療者に説明することである。仮に、自分の知っている情報が古いものであったり、片寄っているものであったり、医学的に正しい説明をしてもその説明がわかりにくいものであったならば、それを受療者に説明したとしても十分なインフォームド・コンセントを得たとはいえない。

また、より質の高い医療を受けるためには、一方向的な医療情報の提供だけでは不十分であり、受療者自身も医療情報を収集し、正しく理解する事が必要となってくる。当院では患者自身が医師と協力して主体的に医療に参加するという意味を込めて「患者」という言葉を「受療者」という言葉に置き換えている。

I. 受療者が医療情報を得る利点

インフォームド・コンセントへの強い関心から、受療者が自ら医療情報を求める動きが強まっているが、情報を得ることの受療者側の利点は、医師-受療者関係を対等にし、自己決定を強めることである。自ら医療に参加することで受療者の知識が増え、高いレベルで医師と議論ができるようになり、その結果、より「良い」、

より「主体性に富んだ」決断を下せるようになるということである。また、医師側の利点は、受療者への説明不足や認識の相違からくる医療事故の防止や、受療者との信頼関係づくりによる治療効果の向上などが期待できる点である。このように受療者が自らの医療に参加することで、受療者および医師の両者ともに益するものがあると思われる。

II. 医療情報の提供源は?

ほとんどのケースにおいて、まず最初に医師の説明による医療情報の提供が主体であると思われる。これには主治医からの情報とセカンドオピニオン（主治医以外の医師の情報）があるが、いずれにおいても、時間的な制約、特に外来業務の中では十分な医療情報を提供することは極めて困難である。自分自身で医療図書を購入するにしても一般に高価で、受療者が必要とする項目もほんの一部分である場合が多く、非経済的である。またTVやラジオからの情報は、不特定多数に向けた一般的な情報にとどまり、一般受療者のニーズに一致したものとは言いがたい。更に近年は、インターネットのWWW (World Wide Web)や電子メール、ネットニュースなどを用いて、誰もが簡単に情報を受発信できる時代になっているが、積極的な利用者はいまだ一部に限られている。そこで、受療者の誰もが、無料で気軽に利用できる医療情報の提供の場が求められる。

当院では、1997年より市民が求める情報提供の場として、市民ボランティアが運営する

HORIMOTO Masayoshi

医療法人社団加スライアス日鋼記念病院
血液科科長

「健康情報ライブラリー」が開設されており、私自身も大いに情報提供の場として活用しているので紹介したい。

Ⅲ. 「健康情報ライブラリー」の位置付け

医療機関における図書室は、その規模/目的が多様であり、その位置付けも不明瞭である。しかし、当院における健康情報ライブラリーは、「受療者や家族には病気について理解する権利があり、同時に自らの健康と治療に関して責任がある」という基本理念に基づいた活動を目的としている。その役割は受療者、家族を含む地域の住民への開かれた「自己学習の場の提供」である。すなわち、「受療者自身が自分の病気について学ぶ場」なのである。

Ⅳ. 病院図書室と健康情報ライブラリーの関わり

ライブラリーの運営は、基本的にボランティアグループに一任されているが、さまざまな形で病院職員が関わっている。ここでは、病院図書室の関わりについて紹介する。

ライブラリーの蔵書には、情報の適切さや正確さがもとめられ、そこで実際にサービスにあっているボランティアから利用者がどのような資料を求めているかといった連絡を受けた司

書が、出版物等に関する情報を収集し、可能な限り見本を取り寄せて、医師がその内容の評価したうえで購入するというシステムをとっている。

また受療者が求める情報が得られない場合、ボランティアの希望に応じて司書が対応にあたることもある。よって司書は、常にボランティアとの連携を図り、ライブラリーの資料や利用の動向などについても理解しておく必要がある。医師にとっても病院図書室が、このような活動を通して得た情報を医師側に提供することは、受療者がどのようなニーズを持っているかを知る手助けになる。医療機能評価でも、受療者を対象とした図書室等を設置することが高い評価を受けており、日本全国でこのような動きが見られている。病院図書室にとっても、受療者への情報提供は、今後の課題のひとつになると思われる。

Ⅴ. 「健康情報ライブラリー」利用の実際

我々医師は受療者に対し、「情報処方箋」と呼ばれるカード(図1)を発行し、ライブラリーへ持参して頂いている。勿論医師が、この処方箋を発行しなくても受療者の自由意志によるライブラリーの利用は可能である。当院のライブラリーは、いわゆる病院の一等地に位置して



図1 「情報処方箋」

おり、明るくて広い環境を誇っている(図2)。

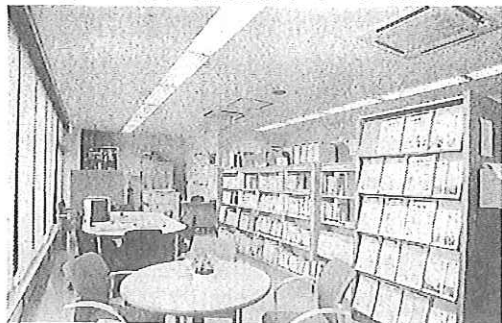


図2 健康情報ライブラリー

次に担当者(市民ボランティア)が、受療者の希望する医療情報へのアクセスを支援するライブラリー担当者の職務はあくまでも、来訪者に対し情報アクセスを積極的に支援する事であり、直接的に医療に関する相談に応じたり、特定の治療法を紹介したりすることはしない。ライブラリーには①書架コーナー(健康情報図書、ビデオソフト、パンフレット)②AVブース(ビデオ内臓TV、CD-ROM)③閲覧コーナー等が設けられている。蔵書としては、基礎医学・臨床医学・薬学に関する一般向け医学図書、「きょうの健康」「暮らしと健康」といった健康雑誌、また食事療法や運動療法、在宅介護に関する図書まで幅広く網羅されており、閲覧のみではなく、受療者の希望があればコピーサービスも行っている。パンフレットも無料で配布されており、特に高血圧症、高脂血症、肝

臓疾患(慢性肝炎、肝硬変など)、腎臓疾患(慢性腎炎症候群、慢性腎不全など)、糖尿病等に関する需要が高いようである。これら健康情報ライブラリーから得た医療情報は受療者の主体性によるものであり、受療者が自ら医療に参加する第一歩となるのである。

おわりに

日常診療を通じて感じることは、①全ての受療者が、必ずしも専門的な医療情報を求めているわけではなく、むしろ基本的な医療情報を必要としていることが多い ②受療者自らが情報収集を行うことそのものが非常に困難な状況にある、ということである。このニーズに応えるべき場が、今回紹介した「健康情報ライブラリー」なのである。地域住民のための医療情報の場を院内に設け、病院として医療情報提供を行うことは、受療者からの病院に対する信頼につながるとも思われる。我々医師も、受療者の求める医療情報を的確に把握し、「健康情報ライブラリー」への積極的な支援、連携を通じて医療情報提供に参加しなければならない。

参考文献

- 1) 地原かおり：日鋼記念病院における健康情報ライブラリーの開設。医学図書館 1998；45(1)：57-62.